

自己点検・評価報告書
(平成 29 年度実施)

令和元(2019)年 6 月

兵庫大学・兵庫大学短期大学部

基準 1	使命・目的等
------	--------

基準項目	1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
評価結果 (自己判定)	基準項目 1-1 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>1-1-① 意味・内容の具体性と明確性 本学の使命・目的は、兵庫大学学則第 1 条及び兵庫大学大学院学則第 1 条に明文化されている。さらに研究科及び学部・学科の教育研究上の目的は、この使命・目的に基づき、大学院学則第 2 章の 2、及び大学学則第 1 章第 2 節の 2 に明確に示されている。</p> <p>1-1-② 簡潔な文章化 1-1-①で述べた学則は、「兵庫大学公式ウェブサイト」(以下、「大学ウェブサイト」という。)にも掲載し、学内外へ周知している。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	引き続き使命・目的及び教育目的の明確化を維持し、継続していく。
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>兵庫大学学則</p> <p>兵庫大学大学院学則</p> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「学則・諸規程」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/gakusoku.html</p>

基準項目	1-2 使命・目的及び教育目的の適切性
評価結果 (自己判定)	基準項目 1-2 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>1-2-① 個性・特色の明示 本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「和」に基づいているが、これをより分かりやすい形で全教職員に示し、今後の具体的な大学運営指針とするために、第1次中期計画（平成22（2010）年度～平成26（2014）年度）策定時に、「兵庫大学の使命（ミッション）」を定めた。 この「兵庫大学の使命（ミッション）」を定める背景として、第1次中期計画では、これまでの本学の歴史と教育内容などから、本学の個性・特色を整理している。</p> <p>1-2-② 法令への適合 本学の使命・目的は、学則第1条に示され、その条文には、「教育基本法及び学校教育法に則り」と記され、法令に則っていることを明文化している。続いて同条文は、本学の目的が「専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、併せて有為の人材を養成すること」であることを明確に示している。このことから、本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第83条及び大学設置基準第2条の法令に適合したものであるといえる。</p> <p>1-2-③ 変化への対応 本学は、開学以来、学部・学科の設置を行ないながら、社会に求められる人材を輩出してきた。 今後も有為な人材を輩出し、社会に求められる大学として発展を遂げるよう、第2次中期計画「Vision 2019」（実施期間：平成27（2015）年度から令和元（2019）年度）を策定し、教職員が共に目標に向かって推進しているところである。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>時代の変化に伴い社会が求める人材もまた、変化を伴うものであると認識している。本学の使命・目的についても、社会の変化、求められる人材の変化に対応し、学長のリーダーシップのもと、必要に応じ迅速に対応をしていく。 また、教育目的については、副学長（教育担当）が主宰する全学教育改革推進会議（平成28（2016）年4月設置）において、社会状況の変化等を勘案しつつ、その妥当性を確認、必要に応じて見直しを行なっていく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>第2次中期計画「Vision 2019」（兵庫大学の使命） http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/Vision2019_PDF.pdf</p> <p>兵庫大学大学院学則</p> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「沿革」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/history.html</p>

基準項目	1-3 使命・目的及び教育目的の有効性
評価結果 (自己判定)	基準項目 1-3 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>1-3-① 役員、教職員の理解と支持 使命・目的及び教育目的は、本学学則に明文化している。学則の制定・改廃においては、教授会及び大学内での最高の審議機関である大学運営会議の議を経て、学長が決定し、理事会に諮り承認を得ることとなっている。大学運営会議では、使命・目的及び教育目的の有効性並びに、これに基づく具現化の推進、方向性についても審議し、その承認された内容は、同会議の構成員である各学部・学科及び事務組織の長から、各部署等所属の教職員に対し説明がなされ、全教職員に周知されることで共通理解を図っている。</p> <p>1-3-② 学内外への周知 本学の使命・目的及び教育目的の周知については、学内向けには、毎年度、入学者に配付される学生便覧「Campus Guide」に本学学則を掲載し、学生、教職員が確認できるようになっているとともに、「大学ウェブサイト」においても公表することで、学外への周知を図っている。 また、学生には、入学式に学長式辞の中で、本学の使命・目的及び教育目的について説明を行なうとともに、全学生に対し、宗教教育ガイドブック「ふんだりーか」や「兵庫大学創設物語」を配付することで、学生への周知を図っている。</p> <p>1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映 本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、中長期的な計画の策定を行なっており、第1次中期計画（実施期間：平成22（2010）年度から平成26（2014）年度）を定め、これに引き続き現在は、第2次中期計画「Vision 2019」（実施期間：平成27（2015）年度から平成31（2019）年度）を策定し、推進しているところである。 また、本学の3つの方針（ポリシー）については、建学の精神並びに使命・目的及び教育目的が上位概念にあり、これらを踏まえ、学部・学科の方針（ポリシー）が策定されている。本学の3つの方針（ポリシー）は年度ごとに冊子にまとめられ、オープンキャンパスや大学祭、教育懇談会等で配付されている。</p> <p>1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性 本学では、開学以来、建学の精神である「和」を根幹とし、「使命・目的及び教育目的を達成するため、社会が求めるさまざまな領域で学部・学科を設置しており、本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織は整合している。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>本学の使命・目的や教育目的が明示された第2次中期計画「Vision 2019」については、「大学ウェブサイト」や各種印刷物に記載され、学外への発信を行なっている。 今後は、第2次中期計画「Vision 2019」のPDCAサイクルを機能させて、具体的施策を着実に実行し、本学の使命・目的及び教育目的を教職員全員が共有し、推進するよう努める。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>第2次中期計画「Vision 2019」(兵庫大学の使命) http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/Vision2019_PDF.pdf 兵庫大学大学院学則 兵庫大学公式ウェブサイト「沿革」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/history.html</p>

<p>基準1の 自己評価</p>	<p>本学は、教育基本法及び学校教育法を基本として、使命・目的及び教育目的、学部・学科における教育目的を明確に定め、学則に明文化している。建学の精神である「和」の考え方は、教育目的や教育課程に具体的に反映されている。その意味で、内容は具体的であり、明確かつ簡潔な文章で示されていると評価できる。</p> <p>加えて、使命・目的及び教育目的に基づき、本学の個性・特色である仏教主義に基づく「個性豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」を全学的にめざして、学則をはじめ、教育方針を明確に定め、学内外の理解と支持を有していることから適切かつ有効であるといえる。</p> <p>また、第2次中期計画の中長期的な計画及び3つの方針等においても使命・目的及び教育目的が反映され、策定されている。</p> <p>前述のとおり、本学は社会の変化に対応しながら、具体的な目標を定め、その達成に向けた教育活動や大学運営を行なっている。</p> <p>以上のことから、基準1を満たしていると自己評価する。</p>
----------------------	---

基準 2	学修と教授
基準項目	2-1 学生の受入れ
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-1 を満たしていない。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知 本学は、教育の基本方針を基に、大学及び各学部・学科について入学者受入れの方針（以下「アドミッションポリシー」という。）を定めている。 また、アドミッションポリシーについては、「大学案内」「入学試験要項」「大学ウェブサイト」に明示するとともに、進学説明会、教職員による高校訪問、オープンキャンパス等の機会を利用して周知している。</p> <p>2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫 学生受け入れ方法については、「学生募集・入試制度検討委員会」及び各学科会議において選考方法等を検討し、大学運営会議で審議している。 入学試験の種別は、入学者の選考方法を多様化させることによって、受験選択肢を広げ、多様な学生の受け入れに努めている。 アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜を行なうため、面接試験においては学科のアドミッションポリシーに基づいた質問を用意して実施している。学力試験においても高等学校の調査書の活用やセンター試験利用入試における学科別の指定科目を設定するなど、アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜を行なっている。 また、平成 29 年度には、「未来創造フォーラム」を開催し、タグライン（本学の教育に込めた思い）の開発やオープンキャンパスのコンセプト設定と内容充実を図った。 さらに、出願方法、入学手続方法については、平成 29 年度入学試験よりインターネット方式を導入しており、受験生等の利便性を高め、社会的ニーズに応じた体制を整えている。 入試問題の作成については、学内の教員を中心に構成される作問委員により作成している。</p> <p>2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持 本項については、平成 28 年度の認証評価受審結果の中で、改善を要する点として、「健康科学部栄養マネジメント学科、生涯福祉学部社会福祉学科及びこども福祉学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善が必要である。」と指摘されている。 その後、学科の取り組みの情報発信（学科主導の恒常的な大学ウェブサイトの更新）やオープンキャンパスの企画充実など、様々な策を講じた結果、社会福祉学科、こども福祉学科については、収容定員充足率を回復することに成功している。（平成 30 年 5 月 1 日現在で社会福祉学科は 80.0%、こども福祉学科は 79.0%） 栄養マネジメント学科については、単年度の入学者数は増加してきているが、収容定員充足率が依然として 0.7 倍未満であるため、継続して改善を要する。 また、同評価結果において参考意見として指摘された現代ビジネス学科の収容定員充足率についても 0.7 倍未満であるため、抜本的な改善を要する。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>上記のとおり本学にとって入学定員確保（収容定員充足率の回復）は喫緊の課題であり、その改善のため、様々な活動を行っている。 特に現代ビジネス学部においては厳しい状況であり、その大きな要因である知名度の低さをアップさせるため、以下の取組みを重点的に実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果の上がる教員の高校訪問、学生、特に優秀学生の母校訪問 ・NewsLetter、Twitter、Facebook、大学 HP、現ビズ Topics(新)による広報活動 ・アカデミックセミナー、ビジネスプランコンペ、1 Day Business Trip 等のイベント開催と集客対策 <p>また、栄養マネジメント学科についても、継続的な入学者増加を目指し、学生募集活動の拡充を図っていく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>兵庫大学大学案内</p> <hr/> <p>兵庫大学入学試験要項</p> <hr/> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「教育の基本方針」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html</p> <hr/> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「シンボルマーク・学歌」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/symbol.html</p> <hr/> <p>学生募集・入試制度検討委員会規程</p>

基準項目	2-2 教育課程及び教授方法
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-2 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化 大学全体の教育目的を踏まえた教育課程編成方針(カリキュラムポリシー、以下、「CP」という。)のもと、研究科及び学部・学科の CP を明確にしている。これらの CP については、学生に配付する「授業計画(シラバス)」に掲載するとともに「大学ウェブサイト」にも掲載している。 また、「授業計画(シラバス)」には、カリキュラムマップを掲載し、各学科の学位授与方針に基づいて身につけるべき能力と各授業科目がどのように関連するのかを明示している。 加えて、単位制度の趣旨を踏まえ、各学科において履修登録単位数の上限を設定している。この履修登録単位数の上限については、各学部履修規程に定められており、全学生に配付する「学生便覧(キャンパスガイド)」に明示している。</p> <p>2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 教育課程の体系的編成については、前述のカリキュラムマップだけでなく、学修内容を体系的・段階的に理解できるよう、科目間の履修系統を「カリキュラムツリー」「ナンバリング」で表している。 また、教授方法の工夫・開発については、授業公開により教員が相互に授業参観し合う機会を設けるとともに、学生の能動的・主体的な学修を推進するためアクティブ・ラーニング事例発表会により、学科を超えて授業方法の改善に向けた FD (Faculty Development) 研修を行なっている。 加えて、授業改善の風土づくりとして、大学全体での教職員の交流、コミュニケーション促進を目的として、授業方法や学生理解についてのテーマを中心としたワークショップを行なう「教職員カフェ」を、平成 27 (2015) 年度の「教員カフェ」より継続して実施している。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>上記内容をさらに充実させるため、以下の取組みを実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアカリキュラムを中心としたルーブリックの策定と実施 ・三つのポリシーに基づいて実施する、科目レベル、教育課程レベル、全学レベルの教育目標の達成状況の検証及び教育成果の可視化。 (教学アセスメントに基づく学修成果の評価)
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「教育の基本方針」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html</p> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「シラバス」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/syllabus.html</p>

基準項目	2-3 学修及び授業の支援
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-3 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実</p> <p>各学科に演習担当者・チューター（学科により名称・形態が異なる）を配置し、学生の学修状況等を把握しながら必要に応じ指導等を行なっている。</p> <p>また、「学習支援センター」では専門の職員がいつでも学修個別相談や指導を行なうほか、学力向上のための基礎講座を開設するなどの学修支援を行なっている。</p> <p>さらに、自主学習環境として、アクティブ・ラーニング環境を整備し、電子黒板などの機器を備えそれらを学生が自由に利用できるようにしている。</p> <p>その他、「健康管理センター」においては、専門の職員が演習担当者・チューターまたは学生支援課と連携しながら、さまざまな相談や心身の健康問題等に関する支援を行なっている。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>多様な学修履歴をもつ学生を受け入れている本学において、特に学力が不足した学生に対する学修・授業支援の充実は欠かせない。今後も引き続き、各学科でのきめ細かな学修指導、学科教育と連動した学習支援センターでの個別指導の充実など、学修支援・授業支援体制を整備していく。</p> <p>また、中途退学者を減少させ、一人でも多くの学生を卒業へ導けるよう、学業不振の原因となる基礎学力不足、進路・適性へのミスマッチに悩む学生への相談・支援体制の強化に加え、発達障がいの疑いのある学生や心の悩みを抱える学生についても、各学科、教学部、健康管理センターが相互に連携してきめ細かな支援体制の充実を図っていく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「学習支援センター」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/learn/</p> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「健康管理センター」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/kankyo/kenkou_kanri.html</p>

基準項目	2-4 単位認定、卒業・修了認定等
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-4 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用</p> <p>単位認定及び成績評価については、学則等で定め、「授業計画（シラバス）」に当該授業科目における「到達目標」と「成績評価の方法」を明示している。</p> <p>なお、学生が本学入学前に他大学、短期大学等で修得した単位については、申請があった授業科目について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が当該単位の認定を行なっている。既修得単位数の上限は、編入学及び再入学の場合を除き、60 単位を超えない範囲と学則で定めており、認定された授業科目の成績評価に関する評語は「認定」としている。</p> <p>また、進級及び卒業要件については、各学部履修規程に定められており、全学生に配付する「学生便覧（キャンパスガイド）」に明示している。進級判定は2年終了時に教務委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。卒業認定及び学位授与は、在学期間及び卒業要件単位を充足した者について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位規程に定める学士の学位を授与する。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	今後についても、社会状況の変化を鑑みながら、学位授与方針（ディプロマポリシー）との関連等について、各学部・学科並びに教学部において、逐次点検を行ない必要に応じて改善・向上を図っていく。
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「シラバス」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/syllabus.html</p> <hr/> <p>学生便覧（キャンパスガイド）</p>

基準項目	2-5 キャリアガイダンス
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-5 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備</p> <p>本学では、「個性豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」を教育目標として掲げ、生涯を通じた持続的な就業力の育成と専門職業人の育成をめざし、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、進路支援を行なっている。</p> <p>また、学生の就職及び進学に関する事項やキャリア支援に関する事項を協議する全学的な体制として、教学部長を委員長とする「就職推進委員会」を設置している。本委員会は、学長が委嘱する各学科の教員各1人と、教学部事務部長、教学部次長及び学生支援課長で構成され、隔月で1回定例会議を開催している。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>本学の就職率・就職希望率はともに全国平均と比較して、極めて高い値で推移している。教学部学生支援課では、今後も各学部・学科等と連携しながら、高い就職率と高い就職希望率を維持し、「就職に強い大学」として確立していけるよう支援を展開していく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「就職状況」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/career/result.html</p> <hr/> <p>就職推進委員会規程</p>

基準項目	2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-6 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 各学科とも教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマポリシー）を定めている。本学では、この学位授与方針に基づいて身につける能力を具現化した「カリキュラムマップ」を作成しシラバスに記載している。その授業科目を履修することで、学生はどのような力を身につけることができるのかを示しており、各授業科目担当者は、教育課程の中で担当科目がどのような役割を持っているのかを理解しながらシラバスを作成している。また、各授業科目担当者から提出されたシラバスについては、各学科において内容等を確認し、教育目的と齟齬がないように点検を行なっている。</p> <p>2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック 教育目的の達成状況を点検・評価する取り組みとしては、各学期末に、開講した全授業科目の担当教員（兼任教員を含む）を対象に実施する「授業アンケート」を行なっている。その結果は、担当教員にフィードバックし、担当科目の授業改善に反映させている。 短期大学部では、教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、「授業アンケート」や「ふりかえりシート」をもとに学生の学修状況を把握し、卒業判定や、免許・資格取得結果、就職状況結果等を通じて、その達成状況を把握するとともに、その改善に努めている。 その他、学生の学習状況の各学期の成績発表時には、学生個人に対し、演習担任者・チューター等から「成績通知書」を配付するとともに面談を行なうことで学生の授業理解度等を把握している。 資格取得状況については、学生が提出する「進路登録カード」において学生の希望する資格を把握し、卒業式において、免許・資格取得者等の報告を行なっている。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>今までは、授業評価アンケートを実施するものの、その結果の公表のみにとどまり、結果の活用までは至っていなかった。 授業評価アンケート項目及びその結果の活用については、引き続きFD・SD オフィス等において検討を行う必要がある。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「教育の基本方針」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html</p> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「シラバス」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/syllabus.html</p>

基準項目	2-7 学生サービス
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-7 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-7-① 学生生活の安定のための支援</p> <p>本学では、教学部学生支援課、学習支援センター、健康管理センターが中心となり、各学科や学科の担任等チューターと連携するとともに、各組織が所管する「学生委員会」、「学修基盤センター運営委員会」、「健康管理センター運営委員会」の組織が相互に連携しながら、学生生活の安定のための支援、厚生補導を行なっている。</p> <p>学生に対する経済的支援に関しては、それぞれの事情を確認した後、日本学生支援機構奨学金や本学独自の奨学金、公的機関の奨学金、教育ローンなどを紹介している。</p> <p>また、学生の通学における利便性向上のため、大学の最寄駅から大学を往復する無料送迎バス（スクールバス）を運行している。（利用申請時に、利用許可証発行手数料として 500 円必要）</p> <p>さらに、学生に対する健康管理、相談・心的支援については、健康管理センターが中心となり対応している。健康管理センターには医師及び専門の職員（医師 2 人、看護師 2 人、資格をもったカウンセラー 2 人、非常勤カウンセラー 3 人、契約職員 1 人）を配置し、心身の健康管理、相談を行なっている。</p> <p>その他、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、モラル・ハラスメントの対策については、学内に相談員を配置し、適宜相談を受け付け対応できる体制を整えている。</p> <hr/> <p>2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用</p> <p>学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムについては、教学部の各課並びに学習支援センターでの窓口対応の他に、学生が大学に対するさまざまな意見・要望を提出し、解決するための協議機関として、「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」がある。この会は、教育運営や課外活動等をテーマにして、大学側の代表者らに直接意見・要望が伝えられる機会となっている。授業の改善、学生生活の充実、施設設備の改善等について、学生から出された意見・要望に対しては、大学側の考え方や対応等をその場で回答するとともに、改善できるものについては、速やかに対応することを心がけている。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>学生生活の充実、大学運営の向上に役立てるため、今後も引き続き、学生の生活状況や意識の実態を調査し、学生が抱えている問題や悩み・不満などを大学組織全体として把握し、支援体制の検討や改善を行なっていく。</p>

根拠となる資料 (エビデンス)	兵庫大学公式ウェブサイト「学生生活」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/campus/
	兵庫大学公式ウェブサイト「交通アクセス」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/access.html
	兵庫大学公式ウェブサイト「健康管理センター」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/kankyo/kenkou_kanri.html
	学生委員会規程
	学修基盤センター運営委員会規程
	健康管理センター運営委員会規程

基準項目	2-8 教員の配置・職能開発等
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-8 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置 本学は、大学設置基準上の必要専任教員数及び教授（大学院においては研究指導教員）数を確保している。 なお、大学院の教員については、学士課程教育と修士課程教育の接続の観点から、大学の専任教員の中から、学内での資格審査を経てこれを兼務としている。 また、「教職課程認定基準」「管理栄養士学校指定規則」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「指定保育士養成施設指定基準」における必要専任教員数を、いずれも確保している。</p> <p>2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み 教員の採用・昇任については、「兵庫大学専任教育職員選考規程」に、教授、准教授、専任講師、助教、助手の選考基準が明示されている。 また、「兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則」を制定し、任期を定めて任用する教員の採用を実施している。 さらに、「兵庫大学等特別任用教員規則」を制定し、本学の教育方針に賛同し教育研究遂行上または講義編成上特に必要とする者を特別任用教員として採用している。 採用・昇任の具体的手続きについては、「兵庫大学専任教育職員選考実施取扱要領」及び「兵庫大学専任教育職員採用の手続きについて」に規定している。 その他、昇任候補者の選出については、「兵庫大学専任教職員の昇任候補者選出に関する内規」を規定している。 教員の資質・能力向上への取り組みとしては、「授業アンケート」を実施している。この「授業アンケート」は各学期末に開講した全授業科目を対象に実施しており、その結果については担当教員へのフィードバック及び「大学ウェブサイト」への掲載を行なっている。 加えて、「教員評価制度」を実施している。この「教員評価制度」は各年度を評価対象期間とし、教育の領域では実施したすべての授業科目の振り返りを行なうとともに、研究の領域、組織運営の領域、社会貢献の領域について教員個々が所定の「個人評価調査票」を作成し、自己評価を行なっている。評価結果については、全体の集計結果を公表し、教員個々に対して、それぞれの所属学部長から、文書でフィードバックしている。また、教員評価結果を反映した処遇については、賞与に加算している。 FD 活動については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD 推進委員会」を中心として全学の教育の質の向上をめざした取り組みを実施している。 その活動の一環として、新任教職員を対象に、「新任教職員研修」を実施し、建学の精神の説明、教育分野及び研究分野、地域貢献分野に係る本学の方針及び施策に関する理解を深める機会としている。 その他、アクティブ・ラーニング推進の取り組み（講演会、研修会、事例発表会）や、「授業公開」、教職員間の情報共有・交流を促進し、組織を活性化することをめざした「教職員カフェ」等も実施している。</p>

	<p>2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備</p> <p>教養教育の充実を目的とし、平成 28 (2016) 年 4 月に専任教員で構成される「共通教育機構」を設置し、機構では学長の方針を受け、大学全体の教養教育のあり方についての検討、カリキュラムの編成、科目の運営などの役割を中心的に担っている。教養教育のための科目として共通教育科目を設定し、それらを「建学の精神」、「コミュニケーション」、「国際理解」、「歴史と文化」、「地域に学ぶ」、「現代社会を読み解く」、「自然と科学」、「くらしと健康」、「キャリアデザイン」の 9 つの群に分類し運営している。また、専門教育との有機的連携を図るため、副学長（教育担当）を委員長に、共通教育機構長、各学科長、教学部長、教学部事務部長、教学部次長で構成されている「学科長会議」を通して、専門教育を担う教員とカリキュラム編成にかかる意見交換を行なっている。</p>
<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>専任教員数については、現在の適切な状態を維持し、さらに充実を図る。また、教員新規採用時には教員構成のバランスを考慮しながら教員配置を行なうように進める。</p> <p>教員の採用・昇任については、教育環境等の変化に伴い、研究業績や教育業績のみならず、社会活動等の業績を考慮し資格審査を行なっていく必要がある。</p> <p>学内の FD 活動については、これまでは兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD 推進委員会が中心となって検討・実施してきたが、今後は平成 30 (2018) 年 4 月より設置される「FD・SD オフィス」を中心とし、さらに充実した内容、質の向上を図る・</p> <p>「教員評価制度」は、導入時の平成 16 (2008) 年度から 2 回の見直しを行い一部変更した内容で実施しているが、改善点も多く、抜本的な改正をめざす。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「教育情報（平成 29 年度）」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/ichiran_29.html</p> <p>兵庫大学専任教員選考規程</p> <p>兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則</p> <p>兵庫大学等特別任用教員規則</p> <p>兵庫大学専任教員選考実施取扱要領</p> <p>兵庫大学専任教員採用の手続きについて</p> <p>兵庫大学専任教員昇任候補者選出に関する内規</p> <p>授業アンケート集計結果 http://web.lab.hyogo-dai.ac.jp/tenken/</p> <p>兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD 推進委員会規程</p> <p>教員評価制度（平成 29 年 4 月改正）</p>

基準項目	2-9 教育環境の整備
評価結果 (自己判定)	基準項目 2-9 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理</p> <p>本学の校地及び校舎については、校地面積は加古川キャンパスに大学と短期大学部との共用として 83,565 m²あり、設置基準上必要とされる面積 16,100 m²を満たしている。</p> <p>また、校舎面積は、大学専用として 6,861 m²、短期大学部専用として 2,310 m²、共用として 21,888 m²あり、設置基準上必要とされる面積（大学は 13,134 m²、短期大学部は 3,470 m²）を満たしている。</p> <p>加えて、教育目的を達成するために、講義室、演習室、学生自習室、学部の学生用実験室、実習室及びその他の施設を整備し、教育研究に有効に活用している。</p> <p>施設の維持、管理等に関する業務は、事務局管理課が行なっており、建築、設備等の専門的な技術・知識をもつ経験豊かな職員を配置するとともに、建物、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備、昇降機などの保守点検業務並びに警備業務、樹木等植栽の維持管理、清掃業務を専門業者に委託し、管理統括している。</p> <p>防火対策については、管理課及び管理職職員による防火及び防災管理者講習会への参加及び管理者資格の取得等を通して、防火及び防災に関する情報・知識を学び、「防災管理規程」に基づき対応している。</p> <p>2-9-② 授業を行なう学生数の適切な管理</p> <p>1 授業科目あたりのクラスサイズ（人数）については、履修登録者人数を踏まえ、可能な限り教育効果に配慮した教室配当を行なっている。</p> <p>なお、栄養マネジメント学科においては、栄養士法施行規則において、栄養士養成に係る授業科目については、おおむね 40 人であることと規定されているので、それに従いクラス編成を行なっている。同様に、こども福祉学科、保育科においては、児童福祉法施行規則に、保育士養成にかかる授業科目については 50 人以下であることと規定されているので、それに従いクラス編成を行なっている。</p> <p>看護学科においては、教育的見地から講義科目であっても 2 クラス編成で授業を実施している。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>良好なキャンパス環境の形成を図るため、教育研究活動に支障をきたさないよう既存施設及び設備の整備を段階的に実施していくとともに、教育研究の将来構想を踏まえためざすべきキャンパス像を具現化するため、中長期的な事業計画を進める。</p> <p>学生寮については、老朽化が進んでいるところもあるため、状況に応じて随時修繕を行ないながら、寮生が快適な生活を送れるよう整備していく。</p> <p>また、寮生と学生支援課担当者がコミュニケーションを図りながら、学生寮に関する意見・要望を汲み上げ、寮生が満足のいく学生生活を過ごせるよう、施設、設備における改修や充実を図っていく。</p> <p>バリアフリー化については、今後も未整備の箇所について順次計画的に整備を進めていく。</p>

根拠となる資料 (エビデンス)	兵庫大学公式ウェブサイト「兵庫大学附属図書館」 http://library.hyogo-dai.ac.jp/
	コンピュータの整備状況
	学内 LAN 配線図
	兵庫大学等防災管理規程
	兵庫大学等構内自動車等交通規制実施要領
	薬品類の取り扱い、管理及び廃棄等に関する規程

基準 2 の 自己評価	<p>本学は、教育課程及び教授方法、学修及び授業の支援、単位認定、卒業認定、キャリアガイダンス、教育目的の達成状況の評価とフィードバック、学生サービス、教員の配置・職能開発、教育環境の整備については、諸規程を整備し、そのルールに基づいて適切に運用されている。</p> <p>また、実施された諸活動について、その達成状況や点検・評価を適切に行うための諸規程の整備をはじめとする体制が構築されている。</p> <p>しかしながら、学生の受入れに関しては、平成 28 年度の認証評価結果からの指摘事項（改善を要する点、参考意見）についての改善が完了しておらず、栄養マネジメント学科の収容定員が 0.7 倍を満たしていない状況である。</p> <p>このことは、本学としても喫緊の課題であると重く受け止めており、学生募集のさらなる強化、加速化を図る。</p> <p>以上のことから、基準 2 を概ね満たしていると自己評価し、以下の点を指摘事項とする。</p> <p>【改善を要する点】 ○健康科学部栄養マネジメント学科収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善が必要である。</p> <p>【参考意見】 ○現代ビジネス学部現代ビジネス学科については、平成 28 (2016) 年開設であるため、完成年度を迎えていないが、収容定員充足状況に向けた取組みが必要である。</p>
----------------	---

基準 3	経営・管理と財務
基準項目	3-1 経営の規律と誠実性
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-1 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明 学校法人睦学園（以下、「本学園」という。）は、建学の精神である「和」に基づき、その使命を達成するために、「理事会」を最高意思決定機関、「評議員会」を諮問機関として位置付け、「学校法人睦学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）、「理事会業務委任規則」、「学校法人睦学園組織規則」、及びそれに基づく関連規程により事業を執行している。 組織倫理については、「就業規則（加古川団地）」において服務規律を明確にし、「学校法人睦学園個人情報の保護に関する規則」、「個人番号及び特定個人情報取扱規則」、「公益通報等に関する規則」等を定め、適切な運営を行なっている。</p> <p>3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力 本学園の使命、目的を達成するため、理事会のもとに「拡大常任理事会」（月 1 回定例開催）を設置し、設置校の業務運営に関する事項について連絡調整を行ない、設置校間の業務の統一的な遂行を図っている。 また、本学園は「建学の精神」に基づき、基本目標を『地域に愛される学園』、『質を重視する学園』と定め、その実現へ向けた具体的方策として、財政健全化に向けた「第 8 次財政中期計画」や、教育、研究、社会貢献等を軸にした「第 2 次中期計画」策定し、これらの中期計画に基づき、確実な業務の遂行と努力を継続している。</p> <p>3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守 前述の寄附行為第 3 条のほか「就業規則（加古川団地）第 3 条」にも「職員は、教育基本法及び学校教育法に従うとともに、「建学の精神」に基づく学園の教育目的を尊重しなければならない」、「職員は、この規則及びその他の大学内の諸期則を守り、誠実にその職務を遂行しなければならない」と定めている。本学園の運営について「監事監査規則」に基づき、監事による「業務監査」や「会計監査」を定期的実施し管理運営の自己点検機能の強化を図り、ガバナンスの機能性を保っている。また、大学の設置、運営に関連する学校教育法、私立学校法、大学設置基準、短期大学設置基準等の関係法令の遵守はもとよりそれらが改正された場合も速やかに対応し、法令の遵守に努めている。</p>

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、本学は、開学当時から周辺自然環境と調和したキャンパス作りに努めており、とりわけ校地には緑葉樹を多く育成し、自ずと周辺地域における二酸化炭素削減にも資している。

また、従来からの取組みに加え、東日本大震災を契機に、大幅な消費電力の削減をめざし一層の省エネルギー対策（クールビズの実施等による夏期の電力削減対策等）に取り組んでいる。

人権への配慮については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程」を制定し、同委員会によって毎年活動方針を策定し、人権教育の活動方針を策定している。

また、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、同規程により、「ハラスメント防止対策委員会」を設置している。同委員会では、全教職員（派遣職員等含む）に配付する小冊子「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を作成し、教職員及び学生に各種ハラスメントの防止並びに問題が生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を周知し、教職員及び学生の教育研究、就業及び学習の公正で安全な機会及び権利の保障に努めている。

安全への配慮については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程」に基づき、本学及び本学の周辺、また本学の構成員の身の上において、緊急に対処すべき危機事象が発生した場合には、学長は、危機対策本部を設置し、その対応にあたることになっている。

さらに「危機管理ガイドライン」に基づき、危機管理対策本部の役割や危機事象事例とその担当部署を明確にし、危機事象発生の場合の対応に備え、連絡網や責任者を明確にしている。

火災、地震等の災害については、「兵庫大学等防災管理規程」により、防火管理者、防災責任者、火元責任者を置き、その災害に備えている。

また、火災発生時の対応訓練として、毎年、教職員や学生を対象に加古川市消防署の協力のもと防災訓練を実施している。

さらに、もし災害が起こった時に各個人が取るべき行動を確認し、その災害でパニックにならないよう、また各個人の日頃からの防災に関する意識を高めていく目的で、持ち歩きができるポケット版の「大地震対応マニュアル」を作成し、全学生及び全教職員に配付している。

その他、学内の警備体制は、守衛を常時2名以上配置し、365日、24時間管理体制を確立させている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報は、学校教育法施行規則で定められたとおり、教育情報の9項目について「大学ウェブサイト」において教育・研究及び学生支援関係の情報を公開している。

財務情報は、毎年学園の広報紙「別冊あおぞら」で事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等を公表するとともに、学園のホームページ上においても毎年、経年度分を含め同様に公開している。

財務書類の閲覧に関しては、「学校法人睦学園財務情報等の閲覧に関する規則」を制定し適切な開示に努めている。

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>学校教育法、私立学校法、大学設置基準、短期大学設置基準等をはじめとする設置、運営に関する法令を遵守し、経営の規律と誠実性は継続的に維持できている。安全への配慮については将来予想される大規模地震や台風等の自然災害、失火、停電、新型コロナウイルス感染や学生事故にまで多岐に至ることから、これらの危機管理体制の実効性を検証するとともに地域との連携協力を視野に入れた広域的な危機管理体制の構築へ向けさらに努力していく。教育情報、財務情報の公表については、短期大学の公共性という観点から、より理解しやすいように工夫を加え公開内容を深化させるとともに、積極的な公表を推進していく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>学校法人睦学園寄附行為 理事会業務委任規則 学校法人睦学園組織規則 主な関連規程の整備状況 就業規則（加古川団地） 学校法人睦学園個人情報の保護に関する規則 個人番号及び特定個人情報取扱規則 学校法人睦学園公益通報等に関する規則 拡大常任理事会に関する申し合わせ 拡大常任理事会構成員 就業規則（加古川団地） 兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程 兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程 ハラスメントの防止等に関するガイドライン 兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程 危機管理ガイドライン 兵庫大学等防災管理規程 大地震対応マニュアル（ポケット版） 学校法人睦学園ウェブサイト「情報公表」 http://www.mutsumi-gakuen.ac.jp/org/report.html 睦学園ニュース 別冊あおぞら 学校法人睦学園財務情報等の閲覧に関する規則</p>

基準項目	3-2 理事会の機能
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-2 満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性</p> <p>本学園は、寄附行為第 17 条において明確に理事会を最高意思決定機関として位置づけている。理事会は、「理事会会議規則」、「理事会業務委任規則」に則り、法人及び設置校の管理・運営に関する重要事項を審議することとし、定例の 5 月及び 3 月に加え必要に応じて年間 5、6 回開催し、適切かつ円滑に運営している。現在、理事は 12 人（大学長 1 人、大学の他設置校の長 2 人、評議員からの選任者 2 人、学識経験者 4 人、法人職員 3 人）の構成で寄附行為に基づき、適正に選任されている。</p> <p>この他に理事会の諮問機関として「学園協議会」を備え、学園運営の諸課題について審議・立案等を適宜行なっている。</p> <p>管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室）が担い、「法人事務局事務分掌規定」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画調整等を行なっている。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>平成 17 (2005) 年 4 月の私立学校法改正に伴い、管理運営体制の改善・強化に努めてきた。今後も急速に変化する社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行なうため、意思決定機関として理事会機能を充実させるとともに、監事機能を十分に稼働させることで法人経営の充実を図る。</p> <p>さらに、「建学の精神」に照らしつつ、本学園の基本目標である『地域に愛される学園』、『質を重視する学園』を確固たるものにするため、経営と教学の一体感を醸成する体制を整備していく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>学校法人睦学園寄附行為</p> <p>理事会会議規則</p> <p>理事会業務委任規則</p> <p>学校法人睦学園常任理事会会議規則</p> <p>拡大常任理事会に関する申し合わせ</p> <p>学校法人睦学園協議会規則</p> <p>学校法人睦学園法人事務局事務組織規定</p> <p>学校法人事務局事務分掌規定（第 2 号）</p>

基準項目	3-3 大学（短期大学）の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-3 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-3-① 大学（短期大学）の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性</p> <p>本学の運営に関しては、「組織規程」において、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを明確にしている。本学内での最高審議機関として「大学運営会議」（学長、副学長、学長補佐（事務局長兼務）、学部長等、学科長、事務部署の部長、附置機関の長等で構成）を置き、「兵庫大学等大学運営会議規程」において、その権限、審議事項等を明確に定めて、原則毎月 2 回定例開催し、本学の基本的事項を審議している。大学運営会議は、各学部長及び各学科長も構成員であることから、教授会、学科会議との意思疎通も適切に図られている。</p> <p>「兵庫大学学則」、「兵庫大学短期大学部学則」及び「兵庫大学教授会規則」、「兵庫大学短期大学部教授会規則」において、学長は、教授会に意見を聞くことが必要な教学に関する重要事項を次のとおり定め、適切に周知を図っている。</p> <p>①学生の入学、卒業 ②学位の授与 ③教育課程の編成 ④教員の教育研究業績の審査 ⑤そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <hr/> <p>3-3-② 大学（短期大学）の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮</p> <p>理事会は、「理事会業務委任規則」及び「理事会業務委任規則に関する申し合わせ」に基づき本学の管理運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務を学長に委任している。</p> <p>学長は、大学運営会議において議長を担い本学の審議事項のとりまとめを行なうと同時に、常任理事として必要に応じて理事会に本学での決定事項を提案し、理事会としての審議決定を受けている。</p> <p>学長の下には副学長（教育担当、研究・社会連携担当）2 人と学長補佐 1 人を置き、それぞれの職務の範囲内において機動的に学長を支援・補佐する体制を敷いている。</p> <p>また、本学の業務全般に係る基本的事項については、「業務推進検討会議」（学長、副学長、事務局長、学長室長、教学部長・同事務部長で構成）を毎週 1 回定例開催し、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として機能している。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>本学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップが発揮できる組織体制の整備・構築は整ったが、現状の運営を継続するだけでなく、社会の変化のスピードに適切に対応できる意思決定機能へと改善・向上を図っていく。</p>

根拠となる資料 (エビデンス)	兵庫大学組織運営規程
	兵庫大学短期大学部組織運営規程
	兵庫大学等大学運営会議規程
	兵庫大学学則
	兵庫大学教授会規則
	兵庫大学短期大学部学則
	兵庫大学短期大学部教授会規則
	理事会業務委任規則
	理事会業務委任規則に関する申し合わせ
	業務推進検討会議の設置に関する内規

基準項目	3-4 コミュニケーションとガバナンス
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-4 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに 各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化</p> <p>本学園全体の日常業務の連絡調整及び決定は、月例開催の「拡大常任理事会」で行なっている。また、この場において、学園方針の周知徹底を図るとともに本学における個別の問題についても協議を行なっている。</p> <p>前述の評議員会構成員の 6 人は本学の最高審議機関の大学運営会議の構成員でもあり、結果、「理事会」及び「評議員会」は本学内の管理部門と教学部門の責任者が構成員として参画することで、共通に学園の現状を把握、理解するとともに、諸問題の分析や将来に向けての計画について検討協議を行なっている。</p> <p>理事長と教学部門の統督者である学長とが個別に教学面及び管理運営面の諸課題について意見交換する「月例懇話会」(副学長、法人事務局長、事務局長含む。)を月 1 回定例開催しており、機動的かつ適切な連絡調整が行なえる機会として、法人及び本学間の意思疎通と連携強化の面を補完している。</p> <hr/> <p>3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによる ガバナンスの機能性</p> <p>本学園の管理運営機関では、議決機関としての「理事会」、日常業務等の協議・決定機関としての「拡大常任理事会」、諮問機関としての「評議員会」、監査機関としての「監事」を設置し、ともにそれぞれの位置付けを明確にし、役割を果たすことで意思決定過程における適切性及び円滑化を図っている。</p> <p>監事の 2 人(公認会計士と弁護士)は、寄附行為第 7 条の定めにより適正に選任され、理事会・評議員会に毎回出席し、学校法人の業務や財産の状況について適宜意見を述べるとともに、公認会計士との連携による会計監査、本学を始めとする設置校に対する業務監査等を行ない、毎年度「監査報告書」及び「業務監査報告書」を作成して理事会及び評議員会に提出している。さらに、監事による業務監査報告書は大学運営会議において示し活用することで、本学における業務改善機能の一端を担っている。</p> <hr/> <p>3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営</p> <p>本学園における学校法人業務の最高意思決定機関としての「理事会」、さらに本学における本学業務の最高審議機関としての「大学運営会議」を設置し、これらは、責任と権限を明確にして法人運営と教学運営の機能分担・相互の連携を率先して図っている。</p> <p>教育に関する運営は、「学部教授会」(大学院にあつては「研究科委員会」)、「学科長会議」、「学科会議」、「各種委員会」が適切に機能することで行なっている。事務運営における本学方針の周知と連絡調整は、毎月 1 回、事務局長が議長となり、全課長出席のもとで「課長連絡会議」を開催し情報共有化を図っている。「各種委員会」には、教員と職員がそれぞれ適性に依りて構成員として参画しており、本学全体の運営に関して有機的に機能している。各種委員会をはじめとして、各会議体の構成員からの情報や提案も議事録等を通じて理事長や学長に的確かつ円滑に届く仕組みが整っており、本学の運営に活かしている。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>今後についても学園として、また、本学として高等教育を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるよう機能的、斬新的かつ効率的な意思決定を図っていくために、法人部門と大学部門の連携を強め、経営と教学が一体となった運営に努めていく。</p> <p>また、この過程においては、学園運営の展望に立った多岐に亘る諸課題への審議・企画・立案が必要であり、その一環として、学園の次世代教職員で構成する「学園協議会」等、理事会の諮問機関機能のさらなる充実等も図っていく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>月例懇話会に関する申し合わせ</p> <p>学校法人睦学園監事監査規則</p> <p>業務監査報告書</p> <p>兵庫大学・兵庫大学短期大学部課長連絡会議規程</p>

基準項目	3-5 業務執行体制の機能性
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-5 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保</p> <p>事務組織については、「組織規程」により、組織及びその運営に関して必要な事項を定め、本学の業務の統一かつ能率的な遂行を図っている。また、「事務分掌規程」により、事務の能率的な遂行のために必要な事務分掌を定めている。</p> <p>事務組織に属する職員数は、専任職員 62 人、契約職員等 10 人、派遣職員 11 人である。</p> <p>なお、職員は兵庫大学、兵庫大学短期大学部の事務を兼務しており、全体の業務を効果的に執行している。</p> <p>また、専門的な警備・清掃・食堂・購買・学生寮・スクールバス運行の業務については、外部の専門業者に業務委託し、管理課及び学生支援課がそれぞれの業務遂行状況や業務内容の点検などを行ない、配置している。</p> <p>職員は経営・教学組織へも参画している。本学の最高審議機関である大学運営会議には、事務局長及び事務部署の各部長（学長室長、教学部事務部長）が構成員となっている。</p> <p>また、教授会については、教務課が事務を担当し、運営をサポートしている。</p> <hr/> <p>3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性</p> <p>本学の管理運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務執行における体制は 3-3-②で、事務的な業務執行における体制は 3-4-③で述べたとおりである。</p> <p>なお、職員の業務については、上長がその執行を管理しており、最終的には、法人事務局長及び大学事務局長が執行を管理している。</p> <p>また、「学校法人睦学園稟議規則」及び「稟議に関する申し合わせ」により、理事長の専決事項や学長の専決事項について定め、管理運営能率の向上を図るとともに、学長の専決事項については権限委譲による専決者を定め、業務執行の機能性を図っている。</p> <hr/> <p>3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意</p> <p>職員の資質・能力向上の機会については、平成 18（2006）年から人事考課制度「HMBO（Hyogo university Management By Objectives and Self-control）」を導入している。</p> <p>この「HMBO」の内容は、全職員に対して人事考課基準、職位のあり方、処遇システムなどを公表し透明性をはかり、考課結果の処遇への反映については、夏季及び冬季賞与にプラス処遇または、マイナス処遇の形で反映させている。</p> <p>また、年（夏季）に 1 回、2 日間にわたり、職員全体で研修会を実施している。この全体研修会では、職員の資質向上を目的に実施するが、一方、職員相互の親睦を図る目的で、レクリエーションや懇親会なども盛り込んだ内容で実施している。この全体研修会ではテーマを毎年定め、外部講師による講演、班別討議と発表等の内容で実施している。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>本学職員は、本学の管理運営、教員の教育研究活動の支援など重要な役割を担っており、私立大学を取り巻く環境、特に大学経営をめぐる問題が高度化・複雑化する中、本学においても職員の職能開発（SD）は重要な課題である。教員と職員との協働関係を強化するためにも、SDを推進して専門性の向上を図り、教育・経営などさまざまな面で活躍できる職員を養成するため、引き続き、各種研修や大学院への修学派遣を積極的に行なっていく。また、職員のメンタルヘルス対策や若手職員の育成などの観点から、課長を始めとした管理職の資質・能力をさらに向上させる必要があり、「管理職研修」も内容を充実させながら実施していく。</p> <p>一方、限られた人材の中、大学改革のための中期計画の実行や地域とのさらなる連携強化、建学の精神の具現化などを進めていく必要があることから、今後も事務処理の効率化、定型的なルーティン業務のアウトソーシング化、雇用の多様化（派遣職員等）を図り、さらに効率的な事務組織を編成していく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>兵庫大学組織規程</p> <p>兵庫大学短期大学部組織規程</p> <p>兵庫大学事務分掌規程</p> <p>兵庫大学短期大学部事務分掌規程</p> <p>兵庫大学・兵庫大学短期大学部事務体制について (平成29年5月1日現在)</p> <p>平成29年度各種委員会等一覧</p> <p>学校法人睦学園稟議規則</p> <p>稟議に関する申し合わせ</p> <p>事務職員の採用等に関する任用規程</p> <p>[HMBO (Hyogo university Management By Objectives and Self-control) (兵庫大学人事考課制度)]</p> <p>平成29年度事務職員研修</p> <p>平成29年度管理職研修</p>

基準項目	3-6 財務基盤と収支
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-6 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 平成 26 (2014) 年度に前身の「第 7 次財政中期計画」の財政運営の基本方針の継続を前提に、平成 27 (2015) 年度から本格化する耐震改修工事、新学部設置、学校教育法等改正に伴うガバナンス改革、その他種々の教学改革や募集強化等の諸課題に取組み、学園の経営基盤強化に重点を置いた「第 8 次財政中期計画 (平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度) (以下、「財政中計」という。)」を策定した。 「財政中計」は、「期間中の各年度における基本金組入前収支差額の黒字確保」と「人事構成・適正人員等を見直し、平成 31 (2019) 年度人件費比率 50%台の達成」を基本方針としており、設置校はこの財政中計の基本方針に基づき、毎年度の予算を編成し、実行している。</p> <p>3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 本学では、財政中計を基本として、年度ごとの事業計画の下、年度予算を編成している。 財政中計の最終年度 (平成 31 (2019) 年度) の人件費比率の目標達成に向けて、学生募集の強化による学生納付金の確保、「教員定数・職員定数のガイドライン」の設定による人件費の抑制及び経費の大幅な見直しを平成 27 (2015) 年に図った。 現行、直接学生の安全確保に直結する耐震補強工事や将来に備えて教育環境の整備に必要である大型投資事業を推進しているため、このことに伴う支出は継続しているものの、一方では、収入増加策として、学生募集の強化による学生確保は勿論のこと、「エクステンション・カレッジ」による講座収入及び科研費等外部資金の獲得を、抑制策としては「教員定数・職員定数のガイドライン」の徹底、経費圧縮を図り、安定した財務基盤の確立をめざしていく。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>安定した財務基盤の確立については、今後も入学定員充足が必須となる。</p> <p>一方、人件費については「教員定数・職員定数のガイドライン」を機軸に教職員の採用を進めていくことで、人件費を抑制していく。また、経費においては、費用対効果を最大限に考慮した予算編成を行ない、厳正な予算執行管理を実施していく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>第 7 次財政中期計画 (平成 22 年度～平成 26 年度)</p> <p>第 8 次財政中期計画 (平成 27 年度～平成 31 年度)</p> <p>教員定数・職員定数のガイドライン</p> <p>・資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表 (平成 27 年度～平成 29 年度)</p> <p>・資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(平成 29 年度)</p> <p>財産目録 (平成 29 年度)</p>

基準項目	3-7 会計
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-7 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-7-① 会計処理の適正な実施</p> <p>本学では、教育研究活動の具体的計画について、学校法人会計基準に基づく形態科目別の予算編成の原則のもと、経費を中心とした業務計画別の予算編成を採用している。業務計画の内容、期待される効果、新規業務についてはその取組状況、成果などを記載し、業務計画別に予算額を把握することができる仕組みとなっている。</p> <p>予算執行についても業務計画毎に予算管理をしており、予算の適正な運用を図っている。本学の予算は、本学園の「財政中計」に基づき単年度予算編成を行なっている。毎年度の予算編成は、まず、設置校の財務担当者と法人事務局の財務担当で原案を策定し、法人事務局で協議の後、予算年度の前年 12 月に「拡大常任理事会」の審議を経て、1 月に開催される「理事会」で学園の予算編成方針を審議決定する。その予算編成方針に基づいて、本学の予算編成方針を「大学運営会議」において審議し、学長が決定する。その後、本学の予算編成方針に基づき各部署から予算要求の提出があり、学長、副学長、事務局長、経理課長と各関係部署による個別ヒアリングの後、大学運営会議において予算査定を行なう。単年度予算編成は、各部署における「教育研究の充実」策を綿密に策定するとともに、それに要する財源確保に係わる基本方針を定めるものであり、重点項目については重要度や緊急度に照らし、教学計画全体の中で重点項目をどのように盛り込んでいくかなど、具体的に検討している。</p> <p>最終的には法人事務局において、設置校の予算をとりまとめ、事業計画案とともに「評議員会」の意見を聞いて、「理事会」に諮り審議決定している。</p> <p>予算決定後は、各部署の所属長宛に業務計画毎の予算額を学長名で通知している。各部署は所掌の予算について速やかに実行計画を作成し、効率的で効果的な予算執行をするよう努めている。</p> <p>また、当該年度予算については、前年度に確定した決算数値に基づく補正予算を編成し、評議員会の意見を聞いて理事会に諮り審議決定している。さらに、当該年度内に変更・追加のあった事業で大幅に予算を超過する場合についても、適宜、補正予算を編成し、評議員会の意見を聞いて理事会に諮り審議決定している。</p> <p>予算執行に係る経理については「稟議規則」、「経理規則」、「固定資産及び物品管理規則」、「資産の運用に関する取扱規則」などの諸規程を整備しており、これらに則った会計処理が行なわれ、最終的には、経理課において諸活動の内容、証憑書類のチェックを行ない、学校法人会計基準に基づく正確な会計処理を行なっている。</p> <p>会計年度終了後は、2 ヶ月以内に決算（案）を作成し、公認会計士による監査及び監事による監査を受け、理事会で審議決定した後、評議員会に報告している。</p>

	<p>3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施</p> <p>本学では、公認会計士(監査法人)による会計監査と監事による「会計監査」及び「業務監査」を行なっている。年度当初には、公認会計士による「理事者とのディスカッション」において、監事と理事者及び設置校等の経理担当責任者が年度の会計監査計画等の打ち合わせを行なっている。会計監査は年間を通し、各取引の内容、会計帳簿書類及び決算書類の監査を受けている。また、内部統制の整備運用有効性を検証する手続きとして、諸規程の整備状況、専決決裁権限による上位者承認の実施状況などのチェックを受けている。</p> <p>一方、監事監査は、2人の監事(非常勤)により、「財産の状況に関する監査」はもとより、私立学校法に基づいて、「業務監査」を年に2回設置校毎に実施し、それぞれの組織の経営・教育運営状況等を監査している。また、監事は理事会、評議員会にも毎回出席し、法人の業務や財産の状況について意見を述べるとともに、設置校の経営・教育運営状況についても、理事会及び評議員会で監査報告を行なっている。</p> <p>また、決算が終了した後、公認会計士、監事、理事者及び設置校の財務担当者による「監査結果説明会」を開催している。</p>
<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>予算執行管理については、本学の各部署から毎年度10月頃に上半期の執行状況及び下半期の執行見込額の間接報告があり、更に2月には最終の執行状況の報告により、効率的及び適正な予算執行が実行されているかを検証している。</p> <p>また、会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備については、引き続き、公認会計士の会計監査及び監事による業務監査及び会計監査の実施はもとより、職員の会計知識の向上、設置校間の連携を深めていくことにより適正な会計処理を実施していく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>平成29年度収支予算書(学園・大学)</p> <p>学校法人睦学園稟議規則</p> <p>学校法人睦学園経理規則</p> <p>学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則</p> <p>学校法人睦学園資産の運用に関する取扱規則</p> <p>監査報告書(監事、公認会計士)</p> <p>監査結果説明書</p>
<p>基準3の 自己評価</p>	<p>本学園は、「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」、「短期大学設置基準」、「私立学校振興助成法」、「学校法人会計基準」等の関係法令の遵守を明確に定め、財政及び本学運営の中期計画や基本方針に沿って、単年度ごとの事業計画を立案し、将来目標に向け着実に改革・改善等を推進し、経営基盤の安定化に努めている。これらの計画等を達成するため適切に業務執行が行なわれているかをチェックするため、本学の管理運営機関が機能することで、適正なガバナンス維持に努めている。</p> <p>職員の能力開発については、夏季の職員研修会をはじめ、外部研修にも積極的に参加し、実践的スキルを身に付け、能力・資質の向上を図っている。会計処理は、学校法人会計基準に従い、監査法人のチェックのもと適正かつ厳正に実施している。</p> <p>以上のことから、基準3を満たしていると自己評価する。</p>

基準 4	自己点検・評価
基準項目	4-1 自己点検・評価の適切性
評価結果 (自己判定)	基準項目 4-1 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p> <p>本学では、大学の使命・目的を実現するため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部自己点検実施委員会規程」に基づき、学内の教育研究活動等の状況について、自主的な「自己点検・評価」を行なってきた。自己点検評価項目等については、より客観的な指標とするため、「日本高等教育評価機構」の評価基準を準用している。また、平成 25 (2013) 年度 (平成 24 (2012) 年度事業分) の自己点検・評価からは、独自基準として「地域の核となる大学の役割」と「研究活動」の 2 つの基準を設定し、本学の使命・目的を再認識しながら自己点検・評価活動を継続的に実施しており、本学の使命・目的に即した自己点検・評価活動であると考えている。</p> <p>なお、平成 28 (2016) 年度に受審した認証評価以後は内部質保証の体制構築を見越した検討を行っている。</p>
	<p>4-1-② 自己点検・評価体制の適切性</p> <p>平成 17 (2005) 年 4 月から前身の「第三者評価委員会」を改組して「自己点検実施委員会」に改め、さらに、平成 19 (2007) 年 7 月には平成 21 (2009) 年度に認証評価を受審するにあたって「認証評価プロジェクト」を設置した。認証評価受審後の平成 22 (2010) 年度からは、再び「自己点検実施委員会」を柱とする実施体制へと再編成を行ない、平成 21 (2009) 年度事業分、平成 22 (2010) 年度事業分の自己点検・評価を実施した。</p> <p>さらに、平成 24 (2012) 年度分の自己点検・評価の実施からは、これまでの自己点検・評価の実施体制を振り返ったうえで、自己点検・評価をより実質化させるために組織体制を見直し、できるだけ多くの教職員が自己点検・評価に関わる体制へと移行し、本学全体で取り組むようにした。また、各評価項目等の点検・評価・改善担当機関、主担当者を定めることによって、責任の所在を明確にしている。</p>
	<p>4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>本学のこれまでの自己点検・評価活動は、平成 17 (2005) 年 8 月に発行した平成 16 (2004) 年度分の「自己点検・評価報告書」に始まり、不定期ではあるが実施してきた。平成 21 (2009) 年度に「日本高等教育評価機構」による認証評価を受審してからは、恒常的に自己点検・評価報告書を作成し、適切な自己点検・評価活動を行なっている。なお、平成 24 (2012) 年度は自己点検・評価報告書の作成を行っていないが、この年度については、自己点検実施委員会において、過去の自己点検・評価活動を振り返り、今後の自己点検・評価活動の方針や実施体制、評価項目などを見直すこととしたためである。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>今後も自己点検実施委員会において検討してきた本学の自己点検・評価の方針に基づき、さらなる自主的・自発的な自己点検・評価を実施し、その結果を本学の教育水準の一層の向上、活性化に活かすことができるよう自己点検・評価を実質化させるとともに、高等教育機関として社会への説明責任も果たしていく。</p> <p>また、実施体制についても自己点検・評価活動にできるだけ多くの教職員が関わることで、本学の現状と課題について問題意識を共有し、課題に向かって日常的及び組織的な改善努力への取組みに繋がるよう努めていく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>自己点検実施委員会規程</p> <p>兵庫大学短期大学部組織規程</p> <p>兵庫大学事務分掌規程</p> <p>兵庫大学短期大学部事務分掌規程</p> <p>兵庫大学・兵庫大学短期大学部事務体制について (平成 29 年 5 月 1 日現在)</p> <p>平成 29 年度各種委員会等一覧</p> <p>学校法人睦学園稟議規則</p> <p>稟議に関する申し合わせ</p> <p>事務職員の採用等に関する任用規程</p> <p>[HMBO (Hyogo university Management By Objectives and Self-control) (兵庫大学人事考課制度)]</p> <p>平成 29 年度事務職員研修</p> <p>平成 29 年度管理職研修</p>

基準項目	4-2 自己点検・評価の誠実性
評価結果 (自己判定)	基準項目 4-2 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価 本学の「自己点検・評価報告書」は 4-1 で述べたとおり、これまで「日本高等教育評価機構」の評価基準を準用して作成してきており、平成 25 (2013) 年度 (平成 24 (2012) 年度事業分) の自己点検・評価からは、同機構の「第 2 クール評価基準」を準用した内容としている。本編と併せ、エビデンス集 (データ編) においても同様に準用しているため、各種データ及び根拠資料に基づいた自己点検・評価を実施している。 以上のことから、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が実施されているといえる。</p> <p>4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析 自己点検・評価活動に限らず、現状把握のための必要な調査とデータ収集及びその分析は、教務、入試・広報、学生生活、進路支援、財務等、さまざまな業務を担当する各種委員会や事務組織の各部署がそれぞれ必要に応じて実施している。 なお、平成 28 (2016) 年 4 月から「高等教育研究センター」を設置し、様々な分析、研究事業を行い、研修会や講演会を実施している。</p> <p>4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表 「授業アンケート」の結果については、学内の専用サイト上で全教員が閲覧することができ、さらに教員相互で問題点を共有し合い、授業の内容及び方法並びにカリキュラムの改善に向けた施策展開の一助としている。 「自己点検・評価報告書」は「大学ウェブサイト」及び「教職員専用ページ」上に掲載することにより公表し、以後、同活動を教育研究活動上の重要な施策として位置づけている。 平成 22 (2010) 年度から導入した業績管理システム「業績プロ」の利用により、教員の業績等についても「大学ウェブサイト」上で社会に公表している。 なお、認証評価結果についても、大学運営会議等によりその評価結果を学内で共有し、「大学ウェブサイト」上に掲載することで社会に公表した。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>本学の自己点検・評価活動は、基本的には定期的に発行する「自己点検・評価報告書」により行なっているが、点検・評価のエビデンスとなる調査・データの目的設定や利用方法は、各部署の独自の判断に委ねられているのが現状である。近年の大学への教育研究活動等の情報に対する社会的なニーズの高まりや、データに基づく学内の意思決定の重要性の高まりなどの背景からも、IR 担当部署である学長室を中心に、本学の IR 機能の構築をさらに推進させ、さらなる自己点検・評価活動の向上に努める。</p>

根拠となる資料 (エビデンス)	業績管理システム「業績プロ」
	卒業時アンケート集計・分析結果
	兵庫大学公式ウェブサイト「大学評価」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_index.html
	兵庫大学公式ウェブサイト 「教育情報」⇒「学位、業績」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/ichiran_27.html
	兵庫大学公式ウェブサイト「機関別認証評価」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_ninsho.html

基準項目	4-3 自己点検・評価の有効性
評価結果 (自己判定)	基準項目 4-3 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性</p> <p>「兵庫大学・兵庫大学短期大学部自己点検実施委員会規程」第 8 条（点検・評価結果の活用）に、「委員会は、自己点検・評価の結果を教授会に諮った後、関係諸機関に報告するとともに、本学の教育水準の一層の向上、活性化に資さなければならない。」と定めている。</p> <p>「自己点検実施委員会」では、自己点検・評価結果等を本学の教育水準の一層の向上、活性化に資するよう自己点検・評価を実質化させるべく、「本学における自己点検・評価（PDCA サイクル）」の仕組みとしている。</p> <p>自己点検実施委員会において作成した点検・評価結果は、学長から大学運営会議や教授会等に報告し、改善が必要な担当部署等に指示を行ない、次年度以降に改善が図られるような仕組みとなっている。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>前述したように、本学は、自己点検実施委員会を中心に自己点検・評価活動を行なっている。今後も自己点検実施委員会を中心に、自己点検・評価活動を推進し、自己点検・評価報告書の作成などの作業が形式的なものにとどまらないよう、PDCA サイクルを十分に稼働させ、本学の教育水準の一層の向上、活性化に自己点検・評価結果を有効に活用していく。そのためには、全教職員が学士課程教育を含め、大学教育の質の維持・向上及び学位の水準の保証については、それらを提供する大学の責任であることを自覚し、自己点検・評価の意義に対する理解を深めることが重要であり、全学体制で取り組んでいく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	自己点検実施委員会規程

基準 4 の 自己評価	<p>本学における自己点検・評価活動は、平成 21（2009）年度の「日本高等教育評価機構」による認証評価を契機に、改めて本学全体で取り組む意識が高まった。また、問題点や改善すべき課題に対する認識が共有されたことで、教職員の間で活発な議論が行なわれるようになり、同活動は進歩してきている。さらに、平成 24（2012）年度から「自己点検実施委員会」において、本学の過去の自己点検・評価活動を振り返るなど、今までの問題や課題を共有し、さらなる改善を進めている。</p> <p>以上のことから、基準 4 を満たしていると自己評価する。</p>
----------------	---

基準 A (独自)	地域の核となる大学の役割
-----------	--------------

基準項目	A-1 地域の核となる大学の役割に関する方針の明確化と 学内外への周知 (情報の共有)
評価結果 (自己判定)	基準項目 A-1 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>A-1-① 使命・目的に基づき地域の核となる大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知</p> <p>本学は、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的をより分かりやすい形で全教職員に示し、今後の具体的な大学運営指針とするために、「兵庫大学の使命 (ミッション)」を定めた。</p> <p>その中の 1 つにある「地域の生涯学習機会の拠点として社会人の受入れ推進と地域社会への貢献をめざす。」を達成するため、地域と共に生き、共に学ぶ大学として、「生涯学習機会の拠点確立」と「地域社会との連携促進」を掲げ、公開講座の充実や社会人の受け入れ推進、地域行事への積極的な参加推進、施設などの開放を積極的に行なっている。</p> <p>方針や各事業の内容については、その都度大学運営会議にて報告を行うことで学内への周知、情報共有に努めている。</p> <p>また、学外へはそれらの情報を「兵庫大学公式ウェブサイト」に掲載することで周知を図っている。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>今後は、地域連携事業のさらなる拡充を目指し、積極的な情報発信を継続して行なうとともに、こちらからも事業提案を行なっていく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「第 2 次中期計画『Vision2019』」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/Vision2019_PDF.pdf</p> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「エクステンション・カレッジ」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/Vision2019_PDF.pdf</p>

基準項目	A-2 地域の核となる大学の具体的な役割の内容
評価結果 (自己判定)	基準項目 A-2 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>A-2-① 地域における生涯学習の拠点となる活動 (エクステンション・カレッジ事業)</p> <p>A-1 で述べたとおり、「兵庫大学の使命 (ミッション)」において、「地域の生涯学習機会の拠点として社会人の受け入れ推進と地域社会への貢献」を掲げ、平成 26 (2014) 年 3 月より開設した「エクステンション・カレッジ」を中心に公開講座などの地域志向の諸活動を展開している。</p> <p>生涯学習事業については、建学の精神である「和」の醸成のための「仏教入門講座」をはじめ、健康増進など生活の基礎となる講座としての「料理教室」、「介護予防講座」、0～2 歳児と保護者のより良い関係づくりのために遊びの場を提供する「こども大学」などを開講してきた。</p> <p>この公開講座は、学生の学びの場としての役割も担っている。学生が各種講座のスタッフとして参加し、さまざまな年齢層の地域住民と触れ合うことは、正課授業や同世代の学生同士の関わりからは得ることのできない、貴重な経験となっている。</p> <hr/> <p>A-2-② 地域での学びや活動 (課程外教育、ボランティアを含む) を通じての学生の成長</p> <p>学生の成長を促す目的で、学生主体による地域での学びや活動紹介の機会を積極的に設けている。加古川市長をはじめ本学と強い関わりのある地域の方々を招いて例年 8 月に実施している「大学と地域との連携推進懇談会」において、「学生の、学生による、学生のための」懇談会と銘打ち、司会、地域貢献の事例報告であるプレゼンテーション、地域の課題について話し合うワークショップ及び、教育研究活動の展示ブースでの紹介等を学生が担当するなど、地域貢献に関する取り組み発表を学生主体で行なっている。</p> <p>また、「熟議 in 兵庫大学」では、高校生、本学学生及び地域住民が、地域課題を共有しながら、課題解決に向けて話し合うワークショップを実施し、地域活性化をテーマに世代間交流を図っている。</p> <p>加えて、学生及び教職員のボランティア活動の支援を目的として、平成 27 (2015) 年 6 月に、「ボランティアセンター」を設置し、地域の中の様々な企画に学生が参加している。</p> <hr/> <p>A-2-③ 加古川市をはじめとする近隣の自治体や各種団体、及び企業との連携</p> <p>本学では、地域の活性化と相互の人材育成を目的とし、平成 18 (2006) 年より行政機関、企業、各種団体等と連携協定を締結した。</p> <p>また、その協定に基づき、地方自治体や産業界との協力体制を構築し、地の拠点としての役割を果たしている。</p> <p>加えて、地域の高等学校とも連携協定を締結し、本学教員が高等学校に出向いて講義を行なう出前講義「アカデミック・レクチャー」や、高校生が実際に本学に来て受講する「特別授業」、「施設見学」など様々な活動を展開している。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>地域における生涯学習機会の拠点形成を推進するため、前述のとおり、平成 26 (2014) 年 3 月に「エクステンション・カレッジ」を開設した。</p> <p>エクステンション・カレッジは、シティズンシップ教育を学びの基礎に置き、各種講座で獲得した知識や技術をもとに、市民がよりよい社会づくりに参加・貢献するための学習プログラムを提供することを目的とした生涯学習機関である。大学の附置機関ならではの学びと実践により、個人ひとり一人が地域での役割を見出し、まちづくりに積極的に取り組めるよう、幅広い教育機会を提供することを計画している。</p> <p>今後は、連携協定を締結した各種団体をはじめ、地域とともに成長を遂げ、地域に根ざし、地域に愛される大学として、より広範な連携活動を進めていく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「エクステンション・カレッジ」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/Vision2019_PDF.pdf</p>
	<p>兵庫大学公式ウェブサイト「社会貢献・生涯学習」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/social/</p>

基準項目	A-3 大学の役割に関する評価
評価結果 (自己判定)	基準項目 A-3 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>A-3-① 地域での学びや活動に対する学生への評価 (評価方法の確立を含む)</p> <p>A-2 で述べたように、本学では学生の積極的な地域連携活動を実施している。その成果は前述の通り「大学と地域との連携推進懇談会」及び「熟議 in 兵庫大学」において公表しているが、これら活動に対する自己評価(検証)を行なうため、参加学生に対する事前・事後研修を実施している。行事の前後において、参加学生の意識がどのように変化し、成長したのかを検証するため、アンケート調査を実施している。アンケートは記名式で行ない、「自主性」「思考力」「実行力」「対応力」「交渉力」「会話力」「計画力」「規律性」「運営力」「貢献性」の10項目の能力指標を測定し、本学独自で開発した「自己認識シート」を用いて、学生が自己評価を行なう。</p> <p>アンケート結果は集計され、行事を通じて学生がどのように変化、成長したのかを分析し、その結果は大学の最高審議機関である大学運営会議において報告され、全学的に確認を行なっている。</p> <hr/> <p>A-3-② 生涯学習、産学官連携等、地域での活動に対する大学内部及び、外部評価(評価方法の確立、PDCAサイクルの実現を含む)、学生の成長</p> <p>「自己認識シート」では、学生の学びを、事前研修(P)→行事への参加(D)→事後研修(C)→今後の学生生活(A)のサイクルで捉える。行事参加に際し、学生それぞれが目標設定を行ない、事前研修で得た知識を行事の中で実践し、事後研修において振り返りを行なうことで、自己の成長や今後補っていくべき項目を認識することができる仕組みになっている。こうしたことから、大学内部での評価方法や、PDCAサイクルは確立されているといえる。</p> <p>「自己認識シート」を用いることで、同世代での学生との触れ合いのみならず、幅広い年齢層の地域住民と触れ合うことで、多様な考え方や、自己の立ち位置などを客観的に見つめ直すことができるようになり、ひいては、異なる考え方や他者を認める心を涵養することにも繋がる。「自己認識シート」によって、自己の力と他者の力が集結し、社会が構成されていることを学ぶ。事前事後研修を含めた諸行事への参加によって、参加学生には学びに対する意識や姿勢などに変化が見られ、周囲の学生へも良い影響を与えることが期待できる。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>今後の課題として、学生の地域での学びや活動に対する外部評価の導入、積極的な産学官連携等の実施が挙げられる。また、教育課程における地域志向の学びの位置づけについても、今後の検討が必要であると認識している。学生の地域での学びや活動に対する外部評価については、諸事業毎に関係機関との調整が必要となるが、本節で掲げた大学の担うべき役割、教育的観点に鑑みれば、さらなる導入に向けた検討が必要になる。</p>

根拠となる資料 (エビデンス)	兵庫大学公式ウェブサイト「社会貢献・生涯学習」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/social/
--------------------	--

基準 A の 自己評価	<p>「地域の核となる大学」としての役割を果たすため、第 1 次中期計画（実施期間：平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）及び第 2 次中期計画（実施期間：平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度）で、社会貢献の領域における学長方針として、「生涯学習機会の拠点確立」「地域社会との連携促進」の 2 つが掲げられた。</p> <p>この方針に基づき、公開講座の充実、科目等履修生・社会人の受入れ、施設利用といった大学開放を推進し、エクステンション・カレッジ、ボランティアセンターの設置し、学生ボランティアの地域行事への積極的な参加や産官学連携の強化、自治体等への講師・委員派遣など、本学の学生・教職員が地域に出向き地域の活性化を図る諸活動にも協力・参画している。</p> <p>加えて、学科が主体的に実施している地域を対象とした取組事業や「大学と地域との連携推進懇談会」及び「熟議 in 兵庫大学」は、教職員はもとより、学生にとっても有益な実践の学びの場としても活用されている。</p> <p>このように、地域住民と本学関係者は学内外で、さまざまな交流を図っており、本学の有する知的資源や施設等の開放を行なうことで、地域の活性化や課題解決を共に考える仕組みを確立している。</p> <p>以上のことから、基準 A を満たしていると自己評価する。</p>
----------------	---